

本会議のあらまし

平成26年館林市議会第2回定例会は、6月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、報告2件、議案19件で、審議の結果、いずれも原案のとおり承認、可決されました。その他、請願2件の審議が行われました。

条例の改正

▽館林市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ地方公務員法の一部改正により、同法に配偶者同行休業制度が規定されたことに伴い、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項に、職員の実業に関する状況を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

ことに伴い、法人市民税において、地方法人課税の偏在是正のための措置として、財政力格差の縮小を図るために税割の税率を引き下げるもので、軽自動車税においては、税率を引き上げるものです。固定資産税においては、公害防止施設及び設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等に、わがまち特例を導入するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部を改正する条例Ⅱ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、障害程度区分が障害支援区分に変更となることに伴い、報酬の支給対象となる特別職の職員の職名を改めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽財産の無償貸付けについてⅡ館林市総合地方卸売市場の土地、建物等を本年7月1日から平成31年6月30日まで、引き続き館林総合卸売市場株式会社は無償で貸し付けるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

※訴えの提起とは
問題解決の判断を仰ぐため、裁判所に申し立てることを「訴えの提起」といいます。市営住宅の滞納家賃は、税金とは異なり、市で財産を差し押さえしたりする強制徴収ができません。そのため、何度催促しても滞納家賃が解消されない場合は、最終的な手段として、裁判所に訴え出て解決することになります。

▽市道4342号線及び7387号線の路線認定についてⅡ東毛広域幹線道路「国道354号バイパス」の全線開通に伴い、旧道区間となる国道354号の一部について、群馬県から管理を引き継ぎ、新たに路線を認定しようとするもので、全員一致で可決されました。

補正予算

▽館林市立第九小学校屋内運動場耐震改修工事請負契約の締結についてⅡ学校施設の耐震化推進計画に基づいて、第九小学校体育館の耐震改修を行うため、1億5638万4000円の工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市立第十小学校普通教室棟耐震改修工事請負契約の締結についてⅡ学校施設の耐震化推進計画に基づいて、第十小学校普通教室棟の耐震改修を行うため、1億2906万円の工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市立多々良中学校校舍耐震改修工事請負契約の締結についてⅡ学校施設の耐震化推進計画に基づいて、多々良中学校校舎の耐震改修を行うため、3億8988万円の工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市渡瀬公民館増築工事請負契約の締結についてⅡ施設の狭小化を解消し、渡瀬公民館の施設設備を整備するため、1億5984万円の工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽平成26年度館林市一般会計補正予算(第1号)Ⅱ